

電気通信主任技術者養成課程の実施要目を定める件新旧対照表

○昭和六十年郵政省告示第二百三十二号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第二十七条第六号の規定に基づき、電気通信主任技術者の養成課程の実施要目を次のとおり定める。</p>	<p>電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第二十七条第六号の規定に基づき、電気通信主任技術者の養成課程の実施要目を次のとおり定める。</p>
<p>一 面接授業の場合</p>	
<p>1 毎日授業（電気通信主任技術者規則第二十七条第六号に規定する授業科目のものをいう。以下同じ。）を行うこと。ただし、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日についてはこの限りではないこと及び総務大臣が他の授業の方法による必要があると認めた場合は、その方法によること。</p>	<p>一 （略）</p>
<p>2 一日の授業時間は、三時間以上六時間以内の時間とすること。ただし、総務大臣が他の授業時間によることが適当と認めた場合は、その授業時間によること。</p>	<p>二 （略）</p>
<p>3 授業の時間割は、標準として授業時間の単位を六十分又は九十分の間とし、かつ、授業時間の間は適切な休憩時間をとること。</p>	<p>三 （略）</p>
<p>4 授業科目別の授業要領は、電気通信主任技術者規則第九条に規定する試験科目の試験に合格するに十分な知識及び能力を養うことを目標として、電気通信主任技術者規則第三章に規定するところによるほか別表第一号及び第二号に掲げるところによること。</p>	<p>四 （略）</p>
<p>二 多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合</p>	<p>五 <u>その他有効適切な授業計画によること。</u></p>
<p>1 <u>授業科目別に講師を配置し、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を行うものであること。</u></p>	

- 2 授業科目別に受講者の修得状況を確認するための中間試験を実施するものであること。
- 3 受講者の学習履歴や進ちよく状況などを管理し、進ちよく状況が好ましくない受講者に対して指導を行うものであること。
- 4 受講者による当該メテアへの接続が集中した場合においても学習活動に支障を来すことがないよう、当該メテアの利用状況を管理するものであること。
- 5 授業科目別の授業要領は、前項第4号に掲げるところによること（授業時間数を除く。）。

別表第一号 伝送交換主任技術者養成課程

授業科目	授業科目の項目		授業時間
電気通信システム	(略)		
専門的能力	(略)		
伝送交換設備及び設備管理	(略)		
	セキュリティ管理		
法規	(略)		

別表第一号 伝送交換主任技術者養成課程

授業科目	授業科目の項目		授業時間
電気通信システム	(略)		
専門的能力	(略)		
伝送交換設備及び設備管理	(略)		
	伝送交換設備のセキュリティ管理		
法規	(略)		

別表第二号 線路主任技術者養成課程

授業科目	授業科目の項目		授業時間
電気通信システム	(略)		
専門的能力	(略)		
線路設備及び設備管理	線路設備	(略)	百二十五時間以上
	線路設備の設備管理	(略)	百五十時間以上
	セキュリティ管理	セキュリティ管理の概要 セキュリティ対策	二十五時間以上
法規	(略)		

別表第二号 線路主任技術者養成課程

授業科目	授業科目の項目		授業時間
電気通信システム	(略)		
専門的能力	(略)		
線路設備及び設備管理	線路設備	(略)	百五十時間以上
	線路設備の設備管理	(略)	百五十時間以上
法規	(略)		